

経理処理ガイドライン（2023年10月）2024年1月追記版の変更内容一覧

頁	項目	変更前	変更後
5	Ⅱ.4. 紛争影響国・地域における報酬単価の加算	<p>「紛争影響国・地域」において実施する業務に対しては、「極めて劣悪な治安情勢により、日常生活行動範囲が著しく限定される等生活環境が厳しく、生活物資の調達や心身の健康維持が極めて困難である地」での業務（遠隔からの業務も含む）に対するインセンティブとして報酬単価を加算し、「別添資料2報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」に規定する「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を適用します。<u>この報酬単価の加算は、「紛争影響国・地域」を業務対象としていますが、当該地での業務が少ない場合（隣国や近隣地域での遠隔業務が想定されている場合）等があるため、個別の公示ごとに適用の可否を判断し、企画競争説明書等に明記します。</u></p> <p>なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、継続契約の打合簿承認日において業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」から外されている場合は、当該継続契約について、報酬単価の加算のない上限額を適用します。逆に、継続契約の締結日において、「紛争影響国・地域」に新たに指定</p>	<p>「紛争影響国・地域」において実施する業務に対しては、「極めて劣悪な治安情勢により、日常生活行動範囲が著しく限定される等生活環境が厳しく、生活物資の調達や心身の健康維持が極めて困難である地」での業務に対するインセンティブとして報酬単価を加算し、「別添資料2報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」に規定する「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を適用し、企画競争説明書等に明記します。</p> <p>なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、<u>当初契約時には業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」だったものの、継続契約の打合簿承認日において業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」から外れている場合は、当該継続契約について、報酬単価の加算のない上限額を適用します。</u>逆に、継続契約の締結日において、「紛争影響国・地域」に新たに指定された場合には、「表1 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」の上限額を適用します。（脚注8削除）</p>

		<p>されていた場合には、「表 1 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」の<u>上限額を適用の可否を個別に判断します。契約履行期間中に指定国の変更があった場合においても同様に、速やかに 3 者打合簿 にて上限額適用の可否を確認し必要に応じて変更契約を行います。</u></p> <p>脚注 8: 打合簿の承認日が指定国認定月の翌月となっても、適用する単価の変更は、原則、指定国認定月からとします。</p>	
6	表 1 : 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」	表 1 参照	スーダン、ウクライナを追加
11	Ⅲ. 1 . 旅費 (航空賃) ※留意事項	海外居住者、海外滞在者については、見積書や契約金額内訳書等に居住国又は滞在国を明記してください。居住地以外を発着地とする渡航経路の場合は、その理由を契約交渉時に説明する、もしくは理由書を提出してください。	海外居住者、海外滞在者については、見積書や契約金額内訳書等に居住国又は滞在国を明記してください。居住地以外を発着地とする渡航経路の場合は、その理由を契約交渉時に説明する、もしくは <u>確認書</u> を提出してください。
38	VII. 継続契約 2. 次期契約の報酬単価	※報酬単価の改訂は、総合評価落札方式で選定した契約で契約履行期間の分割が発生した場合は対象外とします。	※報酬単価の改訂は、総合評価落札方式及び <u>QCBS (技術協力プロジェクト QCBS 試行案件を除く)</u> で選定した契約で契約履行期間の分割が発生した場合は対象外とします。
39-40	VIII. 国内業務/国内業務主体の契約 (2) ②経費率	国土交通省の設計業務等標準積算基準を準用し、 $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$ とする。また、紛	国土交通省の設計業務等標準積算基準を準用し、全案件共通で $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$ とする。

		争影響国・地域については、 $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 40\%$ とする。	
42	IX.2. 契約交渉における見積額の確認 (3) 支払に係る確認事項	部分払を行う場合は、契約交渉にて、中間成果品（報告書等）及び提出時期を確認し、それまでの業務の進捗割合（%）を決めて契約書本体に明記します。	部分払を行う場合は、契約交渉にて、中間成果品（報告書等）及び提出時期を確認し、それまでの業務の進捗割合（%）を決めて <u>打合簿</u> に明記します。
69	別添資料5：コンサルタント等契約における支払いの請求について 2. 部分払（2）請求限度額	一般業務費は「一般業務費支出実績表」を添付。	<u>一般業務費のうち、既に支出が完了したもの。</u>
75	別添資料7：業務実施契約における精算報告書の作成方法について <u>精算報告書本体</u>	(3) 契約金額精算報告内訳書 ・ <u>直接経費費目間流用計算表</u>	(3) 契約金額精算報告内訳書 (←下線部分を削除)
80	参考資料2：業務実施契約（単独型）の報酬の内訳 (3) 一般管理費等	上記調査の結果、 $\beta = 35\%$ と提案されました。 <u>なお、紛争影響国・地域の業務については、報酬単価の加算として、$\beta = 40\%$としています。</u>	上記調査の結果、 $\beta = 35\%$ と提案されました。 (←下線部分を削除)

以上